

令和8年度 第1回 荏田西コミュニティハウス委員会議事録

- ◆ 日時 令和8年6月6日(土)午前9時30分～11時
- ◆ 場所 荏田西コミュニティハウス 大会議室
- ◆ 出席 委員14名中、出席7名、オブザーバー1名、委任状6名
公益社団法人横浜市民施設協会 事務局次長
荏田西コミュニティハウス 館長

開会 荏田西コミュニティハウス 館長
挨拶 公益社団法人 横浜市民施設協会 事務局次長

委員自己紹介

議事

1 コミュニティハウス委員会の目的などについて

- (1) 横浜市荏田西コミュニティハウス委員会要綱
- (2) 横浜市地区センター条例(抜粋)
- (3) 横浜市荏田西コミュニティハウス利用要綱

(1)～(3)について館長より説明

2 新役員(会長・副会長)の選任について

全員一致により、引き続き 会長は鳥屋尾委員、副会長は根津委員に決定

3 荏田西コミュニティハウスからの報告事項について

- (1) 令和7年度の利用状況及び利用状況の推移 → 資料5-6 館長説明
- (2) 令和7年度「荏田西憩いの広場」利用状況 → 資料7 館長説明
- (3) 令和7年度自主事業報告 → 資料8 館長説明
- (4) 令和8年度自主事業計画 → 資料9 館長説明

ご意見

- ・ 荏田西コミュニティハウスの運営はとても順調といえる。公園の中にあることが特徴であり開かれた施設である。特に「荏田西憩いの広場」がラジオ体操での活用が主となっているが、もっと「憩いの広場」を活用出来ればよい。

Q: こちらでやっている事業は、サークルや団体が行っているものか？

A: コミュニティハウスが企画している。地域のサークルや団体に依頼し、協働事業とすることも多いが、技術のある講師を招いて行うこともある。

Q: 事業の予算はあるのか？

A: 事業予算もあり、材料費などの実費は参加者から徴収してよいことになっているので、参加費としていただくなど、できる範囲の運営をしている。

Q: 指定管理施設とは？利用料金を決めることはできるのか？

A: 指定管理の制度の中で、現在運営を任されている。予算もあるが、地区センター条例に基づいて管理しており、地区センターは利用料金の設定があるが、コミュニティハウスは無料で貸し出す施設となっている。収入は少ないが全体の予算の中でやりくりしている。

Q: 本の寄贈とあるが、寄贈についての決まりごとはあるか。

A: 本の配架スペースは限られているので、何でもいただくわけにはいかない。貸出には新刊が望まれるため、話題の本や、出版1年以内の本を目安に受け入れている。

報告事項続き

(5) 令和6年度 修繕・備品について → 資料 10 館長説明

(6) 令和6年度 サービス向上及び経費節減努力事項報告 → 資料10続き 館長説明

Q: 開館 10 年を経て、大規模修繕などの予定はあるのか？

A: 荏田西コミュニティハウスでは予定なし。施設自体は横浜市のものであり、区内の地区センターでは、30 年経過しているところもあり、施設数も多いので、修繕にも時間がかかる。

Q: 入口扉の部品は製造中止とのことであるが、壊れたらどうなるのか。

A: 扉自体の取り換えとなる。大きな修繕となると、市の予算での対応となり、時間もかかってしまうが、緊急の場合は、対応していく。

昨年度 2 回目の委員会で議題となった 2 箇所について。芝生部分への車の乗り入れはなくなり、補強プラスチック剥き出し状態については、土を入れ埋めている。スライドキャンバスについては、台風のために現在開けた状態である。芝生の貼り替えと屋根の設置については、今後も検討し依頼していきたいと考えている。

Q: 修繕についての業者は、合い見積りを取るのか？

A: 10 万以上の場合、合い見積りを取る。昨年度の修繕は合い見積りには至らず、青葉区内の近隣の事業者に頼んでいる。

Q: 夜間の利用は子どもがいるのか？夜間はどのような利用か？

A: 子どもだけの場合、小学生は 5 時まで、中学生は 6 時までというルールで、区内の区民利用施設は統一されている。保護者同伴は利用可。部屋利用の夜間は、当日利用も多い。団体登録があるメンバーであれば、当日利用は個人練習など一人での利用も可としている。近隣の皆さんに、そのように利用してもらうことで、夜間も61%の高い利用率となっている。

4 意見交換

ご意見

- ・ 前回の委員会で、以前からも出ていたコミュニティハウス内に「レターBOX」を置いてほしいという意見について、「連合自治会の責任で管理の下で、コミュニティハウスとしてはレターBOX の置き場所を提供する。」こととなった。連合自治会の場できちんと説明し

ていく。

- ・ 3丁目町内会の老人会であるラベンダーの会は、コミュニティハウスの利用も多く、とても活動が活発である。荏田西地区では、老人会は3丁目だけであり、他の自治会でもぜひ老人会の活動ができればよい。コミュニティハウス内で活動中の「熟年健康倶楽部」については、3丁目に限らず参加可能。
- ・ 運動会など、スポーツ推進員とも協力できれば良い。
- ・ コミュニティハウスの運営がとても詳しくわかり、懸命に取り組んでもらっていることがわかった。
- ・ 委員会に参加して、コミュニティハウスが、地域のみなをつないでいる施設だと感じた。

閉会挨拶 根津副会長